

第19号 2000年3月

発行

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市住宅局建築部住宅環境課内
電話 (078) 322-5610

企画・制作／㈱アドゲイン

建築協定だより・神戸



松が枝町建築協定地区

昨年十一月二十七日(土)に建築協定地区間交流会が開催されました。今回は、北区松が枝町地区を訪問いたしました。北区役所山田連絡所で松が枝町地区の牛尾宏運営委員長から、地区の概要、協定内容、運営及び更新の際の問題点などをお話ししていただき、参加者との意見交換も行われました。牛尾宏運営委員長のお話を要約いたします。

松が枝町地区は当初、昭和四十九年より「箕谷駅前団地地区建築協定」に

ついて締結されていたのですが、有効期間十年を過ぎ、協定更新に強い希望を持ちながら、不在地主を含む全地権者一〇〇%の合意形成が難しいと考え、失効していました。

しかし、近年、開発業者の進出があり、地区内に共同住宅が計画されたことから、多くの住民の方より環境破壊を憂慮する声が聞かれ、自治会総会を通過して新たに建築協定を締結する決議に至りました。再締結にあたり、自治会より準備委員を委嘱し、一年有余にわたり今後の乱開発を防ぎ、良好な環境を維持・増進するための摸索をしてきました。

一〇〇%の合意が難しいなら、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」に基づく「まちづくり協定」や「地区計画」を締結する事も検討しましたが、手続き上の課題もあり、当初の建築協定を一部変更して、再締結することとし、居住者の約八〇%から同意を得ることが出来ました。また平成十年の自治会総会等で協議され、協定の成案を作成しました。その骨子は、

○北向き斜面が基調であることを考慮し、南北開発を防止する立場から、区画の最低面積を一五〇m²とするなど、

十五年ぶりに建築協定を再締結

～交流会で北区松が枝町地区を訪問～

よって締結されていたのですが、有効期間十年を過ぎ、協定更新に強い希望となる規制を設けるべきではない、既に所有地が一五〇m²を割っている、印鑑証明書を提出すると悪用される恐れがあるなどでした。

これらのことに對し、既成事實を尊重するほか、印鑑証明書も認可終了後、返還するなどの説明をし、六六四区画の内、八二%にあたる五四五区画の地権者の合意を得、平成十一年四月七日付けで認可を受けました。

今後も、多くの住民の方の意向を基に住環境保持のために取組を続けていきたいと考えています。



地区の紹介をされる牛尾宏運営委員長

し地盤高の変更を禁止する、③住民の利便性や町の活力を維持するため、店舗兼用住宅などの規制はある程度緩める、などです。しかし、不在地主を含む地権者の内、締結に必要なあと数パーセントの合意を得ることが困難でした。その理由としては建築基準法の上、更なる規制を設けるべきではない、既に所有地が一五〇m²を割っている、印鑑証明書を提出すると悪用される恐れがあるなどでした。

午後からは、関西電力株式会社六甲新エネルギー実験センターを訪問。次世代の電力供給として開発、研究されている太陽光発電、風力発電等の設備を見学。これらの設備を利用し、利用者が必要な分だけ、電力会社より電力の供給を受ける「系統連系」の試験研究がなされていました。当センターの方にも参加者からの多くの質問に答えいただきました。



見学会（関西電力・六甲新エネルギー実験センター）

（1）平成12年(2000年)3月31日 建築協定だより・神戸 第19号

ト
ピ
ツ
ク
ス

大阪府・京都市・名古屋市の建築協定地区と交流図る

昨年の秋以降、他都市の建築協定地区と市内の建築協定地区との交流が活発に行われています。これは、大阪府をはじめとした他都市の建築協定地区連絡協議会から、協議会事業の一環として神戸市内の建築協定地区との意見交換や地区の見学をさせてもらいたいという依頼が相次いであり、それを受ける形で各々の地区で交流会を開催していただいたものです。



名古屋市建築協定連絡協議会と竹の台地区との交流会(1/15たけのプラザ集会所にて)

まず、平成十一年九月二十五日(土)に大阪府建築協定地区連絡協議会(四十七名参加)が北区の神戸南鈴蘭台地区(その一～その四)を見学に来られました。

次いで十一月二十日(土)に京都市建築協定連絡協議会(二十三名参加)が北区の惣山町地区を、平成十二年一月十五日(土)には名古屋市建築協定連絡協議会(九名参加)が西区の竹の台地区を見学に来られました。

各交流会とも、受け入れ地区の運営委員長等の案内で地区見学をした後、集会所において運営委員長より各地区の建築協定の概要説明をしていただき、最後に意見交換をするという形で進められました。

受け入れていただいた各協定地区の役員の皆様、大変ご苦労様でした。

マイホーム購入後も安心して暮らせます「住宅品質確保促進法」がスタート

マイホームは一生の買い物のとも言われます。せっかく手に入れたマイホームも性能に著しく問題がある場合、生活に支障をきたす重大な欠陥があつたりしてはたいへんです。

そうした住宅に関するトラブルを未然に防ぎ、そして万一のトラブルの際も消費者保護の立場から紛争を速やかに処理できるよう、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が今年の四月一日より一部施行されました。法律のポイントは次のとおりです。

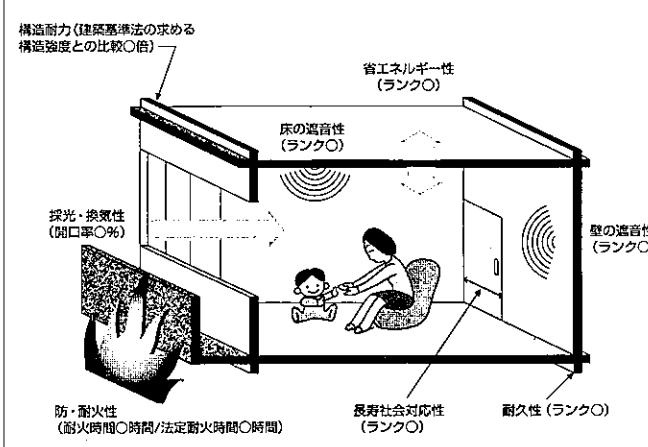
①新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実
②新築住宅の取得契約において、基本構造部分(柱や梁など住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分)について十年間の瑕疵担保責任(修補請求権等)が義務づけられます。

③性能評価を受けた住宅にかかるトラブルに對しては、裁判外の紛争処理体制(指定住宅紛争処理機関)を整備し、万一のトラブルの場合にも紛争処理の円滑化、迅速化を図っています。

市役所住宅局指導課
TEL ○七八一三三二一五六二二
市役所住宅局計画課
TEL ○七八一三三二一五六八

センターでは、住宅性能の評価を行なう指定住宅性能評価機関としての業務も行なう予定です。
今後とも、このセンターを中心として、市民が安全で安心なすまいを得るために環境整備を進めていきます。

【住宅性能表示のイメージ】





なだらかな坂に添うように閑静な住宅街が広がる

わがまち探訪

一人協定から住民発意型へ

青山台一丁目西部住宅地区(垂水区)

山陽電鉄・滝の茶屋駅から北へ商店街を抜けて坂道を登ると、安らぎを感じさせる美しい街並みが見えてきます。ここが一月二十七日に二回目の更新が認可された青山台一丁目西部住宅地区です。現在、上浦運営委員長とともに住民全員が街づくりへの新たな「歩を踏み出したばかりです。

その青山台一丁目地区は、もともと土地開発業者による一人協定としてスタートしました。当初は現地区の半分のみが協定地区でしたが、一

回目の更新を迎える前に現地区全体が自治会の区域となり、それならば自治会全員が参加する建築協定にしていなかつた住民に建築協定そのものを理解してもらうことから始まり、総会やアンケートを開いて住民の意見を聞き、約一年半をかけて住民発意型として生まれ変わることになりました。以後、運営委員は自治会の各班長が兼ねることに。そして二回

目の更新では、同意を得やすいよう協定内容を前回と全く同じにして、各班の委員が一軒一軒をまわってスマートに手続きが完了しました。

スタート時から二十年間運営委員長を務め、今回の更新終了後に引退された藤元さんは、建築協定について次のように語っておられます。「私たちの地区はできるだけ長く建築協定を続けたいと思っています。そのため協定内容をあまり複雑にしていません。事前協議にあたっても柔軟に対応しています。」

今後は運営委員長が一年ごとに変り引継ぎなどが大変になるようですが、戸建て住宅を守っていきたいという住民の願いは、いつまでも変わることはできません。

なだらかな坂に添うように閑静な住宅街が広がる

街並みおしゃれアイデア

機能的で美しいカーポートを楽しみませんか

外観の美しさを

インがシンプルなものです。

左右するカーポート

花や緑、ブロック、照明でおしゃれに演出

住まいの大きなスペースを占めるカーポート。

それだけにせつかくの美しい外観を損なうことだつてあります。理

想は建物と一体化し、

フォルムが統一されてい

ればと雨の日や重たい荷物がある時

も便利です。

とはいえ限られた敷地状況ではなかなか実現するには無理。それなら既成のカーポートで我が家に合うものを取り入れてみましょう。

人気はカーブ屋根のシンプルなデザイン

カーポートのスタイルとして、最も頑丈なのが屋根を支える柱が四隅に立つタイプ。片側二本の柱で支えるタイプは、車の出し入れがしやすいのがメリットです。

素材はスタイリッシュなアルミ形

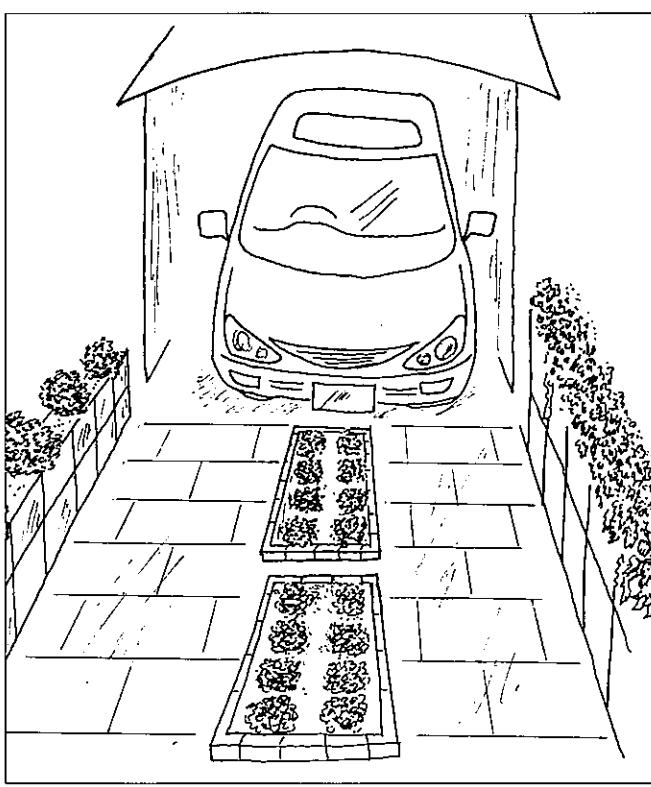
材、風格漂うアルミ鋳物、自然素材

の温もりがあるレッドシダー等。屋

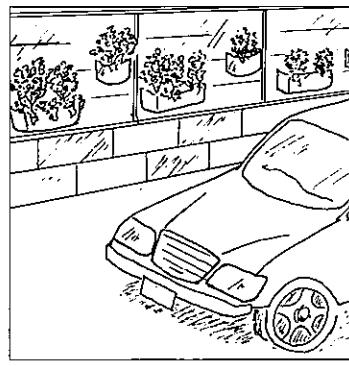
根は柔らかなカーブを描くタイプと直線がモダンなフラットタイプがあ

ります。最近の主流は二本柱の片流

で本体はアルミ形材、屋根は丈夫なアクリル製でカーブを描き、デザ



丈の低い植物で美しくコーディネイト



壁にはプランターで四季の草花

神戸地裁に続き、大阪高裁でも

協定違反者に運営委員会が勝訴

建築協定だより第十五号(平成十一年三月三十一日発行)でお知らせしました建築協定違反事件のその後の報告をいたします。

『事件の概要』

当事件は平成六年一月三十一日に神戸地方裁判所姫路支部で第一審判決が出されました。

事件の概要是、

判決を出しました。(平成十年七月二十一日)

『判決理由の概要』

一審の判決理由を採用した高裁判決は、Yは協定の不知を訴えているが、建築協定は認可公告後の土地所有者にも効力が及ぶ一般の契約にはない特別の効果があることを認定。

また協定は建築主事の確認対象であり、その指摘がなく、建築確認が下りたとするYの主張に対しては、建築協定は、協定違反があつた場合の措置を定めている一種の契約の自主規制であり、建築主事が確認する建築基準法に定められた建築物に関する法令等の規定ではないので、建築確認を得たことが、協定違反を許す理由とはならないことを改めて指摘しました。

姫路支部ではXの請求を認容し、○三階部分の撤去、○訴訟費用はYの負担。○三階部分の撤去については仮執行を認める、と言う判決が出されました。これに対して、Yが大阪高等裁判所に控訴していましたが、大阪高裁は一審判決を支持し、○三

階部分を撤去せよ、○訴訟負担はYの負担とする、○この判決の一項は仮に執行することができる、とする判決を出しました。(平成十年七月二十一日)

建築協定のインターネットへのアクセス方法が変わりました

第十八号でご紹介した建築協定認可地区のホームページジ構成が更新され、アクセス方法が変更になりました。

まず、①URL:<http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/ljouhou/system.htm>を入力し、「こうべまちづくりWebサイト」にアクセスする。



日本百景

内子町（愛媛県）
白壁と格子戸が似合う町

白壁の家々が建ち並び、独特の情緒を漂わせる内子町。松山市の南南西約四二kmに位置し、全体の九二%を占める山地と丘陵地の間にわずかに残る盆地に市街地が開けています。

江戸末期から大正の時代まで木蠍の産地として栄え、その巨富を背景に昭和五十七年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定された見事な町並みが作られました。厚い黄しつくい土で塗り込められた外壁、切妻造り、棟瓦葺き、平入りの二階建てが続き、一階には白壁やなまこ壁、二階には虫籠窓や格子戸が施され、重厚な中に彩りが添えられています。

その町並みを宝物とし、内子町は観光客を呼んでくるのではなく、伝統的な家並みを徐々に回復し、文化を掘り起こし、土地の産物や伝統産業を大切にすることで個性的なまちづくりを展開。さらに町並み保存運動で学んだ理念を農山村部にまで広げ、美しさをつくる村並み保全運動も現在進めています。



重層感のある家屋

新しく認可された地区の紹介

平成十一年十月一日以降、新しく

認可された地区は次の三地区です。市内の建築協定地区数はこれで八十七地区となりました。

○神戸南鈴蘭台住宅地区(その六)
(北区・三十二区画)

○ルネシサンスタウン西神南地区
(西区・六十区画)
(西区・四十六区画)

○西神（十八）団地地区
(西区・四十六区画)
(西区・六十九区画)

○西神（十八）団地地区
(西区・四十六区画)
(西区・六十九区画)

編集後記

建築協定地区を訪れるたびに、美しい街並みを守りたい、快適な環境を保ちたいという住民みなさんの強い気持ちを感じます。世代交代やライフスタイルの変化などによって住居に求められるものは多様化していますが、日々の生活を豊かにする心地よい我が家を大切にしたいという思いは変わることはあります。心地よい我が家を大切にしたい。「建築協定だより・神戸」でその思いをたくさんの人と共有できればと考えております。